

南 区 公 告 第 212 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	
1	並木 茂
2	石川 照雄
3	木村 一枝
4	矢崎 幸夫
5	山本 功一
6	青木 勝人
7	松井 恵子
8	佐藤 文雄
9	伊藤 俊一
10	富沢 義則
11	市村 富次郎

南 区 公 告 第 213 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	
1	日 爪 幸次
2	近 藤 和子
3	森 田 千鶴子
4	長 澤 和男
5	徳 永 成樹
6	島 崎 早苗
7	福 満 康雄
8	酒 井 孝夫
9	浅 岡 肇
10	松 井 美治

南 区 公 告 第 214 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏 名 又 は 名 称	鬼 木 良 一
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区 公 告 第 215 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	濱崎 五郎 齊藤 律子
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から 起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区 公 告 第 216 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	磯部 和巳
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から 起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区公告 第 217 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
	介護保険料等還付（充当）通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	
1	櫻場 美千代
2	北島 昇
3	清水 夏子
4	内田 尚子
5	伊藤 孝義
6	辻村 委代子
7	村田 敏夫
8	倉知 二三男
9	高橋 邦明
10	内山 重雄
11	大野 邦夫
12	坂元 弘彦
13	佐藤 良一
14	巽 正和

南 区公告 第 218 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
	介護保険料等充当通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	
1	磯部 和巳
2	萩原 忠彦
3	柴田 隆子
4	田辺 正昭
5	高橋 邦明
6	齋藤 健二
7	名取 英夫

南 区公告 第 219 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	
1	尾下 寛
2	嵐田 まり江
3	佐藤 住夫
4	竹田 才
5	安齋 幸雄